アメリカ資金計算書史における"統一会計"の意義

中 村 宏

目 次

はじめに

公認会計士による信用分析と「統一会計」 ジャクソンの財政状態変動表

- 1. 貸借対照表監査観
- 2 . 二つの財政状態変動表

おわりに

はじめに

会計統一化運動は, 当初, 公益事業の料金規 制にかかわって展開された。1904年にモンゴメ リー(Robert H. Montgomery)は,セントル イスの国際会議において「料金規制権が自治体 にある公益企業の利益決定における統一実務の 重要性」なる論文を発表した。そして,1906年 には統一自治体会計(Uniform Municipal Accounting) の会議において,統一会計試案が 提示された。一方アメリカ公共会計士協会 (American Association of Public Accountants, 以下, AAPA。アメリカ会計士協会の前身)は, 「自治体の統一会計制度を確立するための運動 に積極的に参加」し、「自治体事業および公益 企業についての標準統一報告書形式と関連する 真の会計原則の実施を検討する」委員会を設置 した。かかる公共料金規制のための統一会計運 動を, いわゆる1917年の「統一会計:連邦準備 局試案」(Uniform Accounting: A Tentative Proposal submitted by the Federal Reserve Board, 1917, 以下,「試案」)に展開させたの は, 当時, 連邦通商委員会 (Federal Trade Commission)委員長のハーレイ (Edward N.

Hurley)であった。彼は、当初、「『激烈な』競争を防ぐためにあらゆる産業に適用できる統一原価計算基準を導入することにあったようである。」。しかし、突然彼が、「『統一』会計が監査済財務報告書を利用する債権者に有益であろうと述べた」ことが、「統一会計」の公表のきっかけになったと言われている」。

くしくもアメリカが第一次世界大戦に参戦し た1917年4月,連邦準備局(Federal Reserve Board)は,連邦準備局通牒(Federal Reserve Bulletin)の1917年4月号(The Journal of Accountancy, 1917年6月号に再録)に上述の「試 案」を公表し,同時に広く世に問うため,全国 の銀行(家)および銀行協会に配布した。翌1918 年,アメリカ会計士協会(American Institute Association,以下,AIA。アメリカ公認会計士 協会の前身)は,若干の修正を加え,「貸借対 照表作成のための承認された方法」(An Approved Method for the Preparation of Balance-Sheet Statements, 1918) に改題し, 会員 はもとより,広く一般への普及のため,リプリ ント版を1部10セント2)で配布した3)。当時の The Journal of Accountancyの編集者であった リチャードソン(A. R. Richardson)は,後日, これが "会計士のバイブル" (the Accountant s Bibule)とまで評価を受けるようになったと言 う4)。本稿では,以下,「試案」およびリプリン ト版を称して「統一会計」と言う。

「統一会計」は,まず商工企業の貸借対照表の監査手続を概説し,次いで個別的に諸勘定項目の検査のための指針を与え,最後に監査証明書,貸借対照表および損益計算書の標準様式を

提示している。本稿が問題にしているのは、「統 一会計」が,監査手続の概説の中で,比較貸借 対照表の分析手段として,監査人にA Statement of the Disposition of the Profits (以下,ス テイトメント)の作成とその利用を勧告したに もかかわらず,その作成原理,手続きおよび標 準様式等いっさい何も明示せず,個々の監査人 の判断に委ねた点にある。いいかえれば、"ス テイトメントとは何か"が問われる。そこで, 本稿は,かかる問いに応えるため,「統一会計」 の解説書と言っても過言ではなく、またそれを 手許に置いて読んで欲しいと言ったジャクソン (J. Hugh Jackson)の『監査実務』(Audit Working Paper, 1923)の中の「財政状態変動表」 を考察し,ステイトメントがいわゆる資金計算 書 (a funds flow statement so called) であるこ ととその特徴を明らかにするとともに、「統一 会計」が,1920年代から1970年代まで続いたア メリカ公認会計士(以下, AICPA)による資金 計算書の啓蒙運動の端緒になったことを、アメ リカ資金計算書発展史における「統一会計」の 意義として指摘する。

公認会計士による信用分析と「統一会計」

19世紀の後半から20世紀の初頭10年代までのアメリカでは,企業は主に単名手形(singlename paper)による短期資金を借り入れ,早期に現金決済するという短期金融方式が慣行として一般化していた。同期間のアメリカでは,長期資金の調達市場である株式市場が未成熟であったが故に,企業は短期の資金調達に依存するようになり,銀行は,企業が資金調達するための重要な機関であった5)。

表1は企業のAnnual Reportに掲載された貸借対照表において,流動資産と流動負債の区分(流動区分)表示を開始した年度の企業数を,表2は国法銀行による貸付高(割引を含む)の推移を,それぞれ示している。表1から,1910年代に流動区分を開始した企業が圧倒的多数を

表 1 Annual Report における流動区分の採用 年度

採用年度	数	採用年度	数
1941-	3		
1936-1940	0	1920	4
1931-1935	6	1919	5
1926-1930	9	1918	6
1921-1925	8	1917	10
1916-1920	31	1916	6
1911-1915	29	1915	10
1906-1910	9	1914	7
1901-1905	6	1913	4
1896-1900	3	1912	6
1890-1895	1	1911	2
合 計	105	合 計	60

注)調査対象の業種は次の通りである。 製造業88社 鉄道業10社 公益事業7社

出所) Huizing, W., "Working Capital Classification in Balance Sheet," Ph., D., 1963, pp. 197-203より作成。

表2 国法銀行による貸付高(割引を含む)の 推移

6月30日	貸付	高
	(百万ドル)	(%)
1920 (年)	\$ 12,396.9	86
1915	6,660.0	23
1910	5,430.2	39
1905	3,899.2	49
1900	2,623.5	31
1895	2,016.6	4
1920	\$ 12,396.9	17
1919	10,574.8	10
1918	9,620.4	9
1917	8,818.3	15
1916	7,679.2	15
1915	6,660.0	

出所) Dewey, D. R., and Shugrue, M. J., *Banking and Credit*, The Ronald Press Company, 1922, pp. 205-206より作成。

占めていることが分かる。そして,表2が示しているように,同時期に銀行からの借入れもまた顕著に増加している。またブラッドストリート社(Bradstreet Company)による1904年から1907年までの倒産原因の調査結果によれば,倒産の主たる原因が「資金繰り」(lack of capital),

特に運転資金(working capital)の不足にあることが指摘されている⁶)。これらの諸事実から,当時,短期支払能力が企業を取り巻く社会の関心の中心にあったこと,明白である。ジンマーマン(Venon K. Zimmerman)は,1900年から1919年までの期間を,「アメリカ企業による短期資金調達の全盛期であった。」⁷)と評価している

このように、企業の短期資金調達が進展する状況の下、1907年の秋に発生した恐慌は、「もっぱら銀行業だけの恐慌である。」⁸⁾と評価されるように、多数の銀行と企業を倒産させた。それ故、信用制度は深刻な混乱状態に陥り、銀行は借主の商業的・財務的状態をこれまで以上により厳しく批判的に調査するようになるとともに⁹⁾、公認会計士監査による貸借対照表の信頼性を高める気運が、当然に銀行および銀行家から起こってきた。

たとえば,1908年,コロラド州デンバー市で 開催されたアメリカ銀行協会 (American Banker s Association) の定例会議において, 同協会 の信用情報委員会 (Committee on Credit Information)は、「各会員が公認会計士による監査 済の計算書を添付した手形を手形仲買人から買 入れるように努力している。」と報告した。そ の報告を採択し,総会は,「手形仲買人から商 業手形を買入れるに当たって公認会計士による 監査済の計算書を添付したものについては優遇 することを推奨する。」というスローガンを発 表し,会員の意見を求めた。また同年,AAPA 主催の講演において,ニューヨーク第四ナショ ナル銀行の副頭取キャノン (James G. Cannon, Vice-President, Fourth National Bank, New York)は、「銀行と公認会計士」という演題に おいて、公認会計士による検証と貸借対照表に 関する監査証明の貸主と借主の両者への便益を 強調した10)。コール (William M. Cole) が,最 初の著書『会計学:理論と構造』(Accounts: Their Construction and Interpretation, 1908) において,比較貸借対照表に基づく「貸借対照 表に示されている取引の概要表」(a statement

of transaction as shown from balance sheet), いわゆるWhere-got・where-gone 表を使用した 短期支払能力の分析を記述したのも,同年1908 年であった¹¹)。そして,1913年,AAPAの幹事 でもあったリチャードソン(A. R. Richardson) は,上述の1908年の銀行協会総会におけるス ローガンに基づいて行った公認会計士監査に対 する銀行の見解を調査した結果を集約し、『商 業信用に関する会計士監査証明の影響』(The Influence of Accountant's Certificates on Commercial Credit, 1913)という冊子をAAPAから 公刊した。この序文で, 当協会は, 「現代の銀 行実務において監査証明済の財政状態を示す 計算書 (the certified statement of financial condition)に密着する価値の社会的認識(public recognition)を促進することを祈念し精進しつ つある。」と,監査済財務諸表の社会的認知を 強調した12)。

以上のように,20世紀の10年代までに,アメリカでは,公認会計士による財務諸表(主に貸借対照表)の監査に依拠する信用分析の確立が,銀行と公認会計士との間で指向された時代でもあった。

当初,短期資金借入れのために銀行へ提出する財務諸表について,何ら統一的な様式がなく,当然このことは,「銀行にとっても,また,借主にとっても不便」さを痛感させられる要因になった。「なぜならば,銀行にとっては他行と信用情報を交換するにあたって,比較が困難であり,また借主にとっては,多くの銀行を利用する場合に財務諸表を組み変え,修正する必要があったからである。」「3)。また,公認会計士の監査証明済財務諸表の内の90パーセント以上が貸借対照表監査(balance sheet audits)によるものであったが,具体的な検査方式やその度合にも統一性を欠いていた14)。

とくに日増しに増大する貸付・割引(表2参照)に対応して,再割引手形の適格性判断に迫られる連邦準備銀行は,判断に際しての経済性と正確性をもたらすため,借主の銀行へ提出する財務諸表様式の標準化と独立会計士による監

査手続の統一化を急務と考えた。一方 、「統一 的かつ "一般に認められた"(generally accepted) 基準の欠如が, とくに会計専門的内部 においても痛感されていた。個々の監査人にと って指標となるものは先例以外のなにものも存 在しなかった。監査人の義務は各監査状況にお ける諸環境の自己の判断に従って多様化してい たのである。」15)。そこで,財務諸表様式や監査 手続について、慣例以外に頼るべきものがなか ったとき,商工企業の財務諸表を調査中にその ことを痛感していた連邦通商委員会は,1916年, 初代会長ハーレイの提案16)もあって,貸借対 照表監査の統一化と標準化を求め, AIAに貸借 対照表監査に関する覚え書の作成を依頼した。 この依頼に応え、AIAの特別委員会17)は、ス コービイ (John C. Scobie) の手によるプライス ウオーターハウス会計事務所 (Price Waterhouse and Company)の監査手続に関する内部用の覚 え書を基調にして18),「貸借対照表監査に関す る覚え書」(以下,覚え書)を作成し,同協会 の理事会の承認を受けた後,連邦準備局は,連 邦通商委員会とAIAとの協議を経て、この覚え 書を仮承認し,連邦準備局通牒に「試案」とし て公表した。翌1918年, AIAが,「貸借対照表 作成のための承認された方法」に改題し,広く 一般への普及のため, それを配布した。

かかる「統一会計」に対し、リチャードソンは、The Journal of Accountancyの編集者の立場から、その社会的認知に関連して、公認会計士は信用監査の指針を手にし、企業人は与信者への提出のための財務諸表の作成理由と作成方法を理解し、そして与信者は財務分析の判断基準の策定が可能になる¹⁹⁾、と述べている。これに対し、プレヴィッツ・メリノ(Gary J. Previts and Barbara D. Merino)は、アメリカ会計発展史の観点から、次のように痛烈な批判を浴びせている。

「"Uniform Accounting"(略)では,統一化が提唱されず会計も扱われなかった。それは大部分監査手続の文書である。」「1917年当時では,それは広く認められなかった。当時の多くの重要な問題,と

りわけ剰余金の適切な分類,すなわち資産の純変動額から資本拠出額を差し引いたものを利益とするときに生ずる問題に,それが対処できなかったからである。」「実務家の多くは,この文書を無視した。」²⁰。また,加藤(盛弘教授他)は,彼らの統一化および剰余金批判を含めて,次のように論評している。

「それは『統一会計』という表題とは無関係であり、監査手続の勧告を主たる内容としたものである。ここでは資産の具体的評価基準も、何が剰余金を構成するかも示されなかった。つまり、貸借対照表の当否を判断する基準は示されなかった。だが、監査手続についてのステイトメントが作られたこと,しかも職業会計士の団体の手で作られたこと自体が重要であった。」「この小冊子は監査実務のうえに大きな影響力をもち、「会計士のバイブル」といわれるように権威のある文書になった。」²¹。

上にみたように,彼らの批判の共通点は二点 ある。一つは「統一会計」のいう「統一化」問 題で,この点はリチャードソンも指摘している が22), それは適切な表現ではなく, 名は体を表 わさなかった。他の一つは会計問題,とくに剰 余金問題にある。この問題は,1918年に『監査 論』(Auditing Procedure, 1918)を著したキャ ステンホルツ (William B. Castenholz) の貸借 対照表監査の批判理由にもなっている23)。かか る批判の理由は,1914年以降の所得税制のもと, 損益計算と所得計算(税額)との関連で,利益 および剰余金の概念が会計問題になりつつあっ たにもかかわらず、「統一会計」は、一般的な 検査対象としてのみ損益勘定を扱い、それはあ くまでも貸借対照表監査を補完するにすぎなか ったことにある。

ところで,本稿が問題にしているのは,先に述べたように,「統一会計」が,監査手続を概説する際,次のように監査人によるステイトメントの作成を求めている点にある。

「監査人は,監査すべき会計年度の期首と期末の 各貸借対照表の写しを入手し,比較貸借対照表を作 成すべきである。そうすることで,当該年度におけ る金額上の変化に関する包括的な解釈(a comprehen-

無断転載禁止 Page:4

sive view)が可能になるだろう。さらに,監査人は, 諸金額の意味を理解するための手段として,この比 較貸借対照表から, a Statement of the Disposition of the Profitsを作成すべきである。2²⁴。

つまり、「統一会計」は、一時点だけでなく、 継続期間における「変化」を読むことに注意を 喚起させているのだが、問題は、それがステイトメントの作成原理、手続および標準様式等を 明示していない点にある。いいかえれば、"ス テイトメントとは何か"、が問われる。この問いに応えるため、以下、「統一会計」の解説書 と言っても過言ではないジャクソンの『監査実 務』の中の財政状態変動表を考察する。

ジャクソンの財政状態変動表

1.貸借対照表監査観

ジャクソンは、『監査実務』の序文において、「読者は、連邦準備局通牒、貸借対照表作成のための承認された方法およびその他の関連資料(standard material)を参考にして、本書を読んでいただきたい。」。そうすれば、本書は「読者の学習あるいは学生への指導のための有能なアシスタントになるであろう。」と言う25)。つまり、彼は、「統一会計」の勧告した貸借対照表監査の指針を遵守し、彼の監査手続論を展開している。

彼は、「貸借対照表監査」なる用語はアメリカで生成・発展したもので、イギリスでは当時未だに精密監査(detailed audits)が実施されていると指摘し、その理由を企業規模の大小の違いに求め、次のように説明する。

「アメリカにおける企業の規模が拡大し、そのような企業では、精巧な内部組織(内部牽制制度 system of internal check 中村)が確立されている。内部組織が充実するに従って、そこでは不正や誤謬が発生しにくくなる。よって、ほとんど外部監査人による精密監査の必要性はなくなる。読者は次のことを理解していただきたい。すなわち、貸借対照表監査は通常、内部牽制組織が充分に機能している場合に有効であるという点にある内部牽制は、貸借対

照表監査と合理的な検査 (reasonable tests)とを連携させて,未然に企業を横領の危機から回避させる。1²⁶⁾

そして、「統一会計」公表の結果、「すべての会計士や、会計士の道を目指している学生諸君は、この通牒を徹底的にマスターして自分のものにしなければならなく」なり、かつ「すべての会計士が、貸借対照表監査を採用する義務を負い、連邦準備局の定めた基準を遵守しなければならなくなった。」と述べている²⁷)。とくに会計士にとっての遵守義務は、そもそも「統一会計」が、協会自らが作成したものである限り、自主規制を伴うことは当然のことと言えよう。

かかる貸借対照表監査の範囲について,彼は, 当然に「統一会計」から引用して,次のように 説明している。「連邦準備局通牒によれば,商 工業の会社あるいは事業所の一会計期間または その他の営業活動期間 (for a fiscal year or other operating period) の貸借対照表監査の範 囲は,資産と負債の検査および損益勘定の一般 的な検査 (general examination) と, さらに二 次的であるが,企業会計の固有な基本的事項 (the essential feature of the accounting) の検査 からなる。」(下線注:中村)%)。この説明で注 意すべきは下線注の箇所にある。喜田 (義雄教 授)が指摘しているように,「貸借対照表は期 中 (for a period) よりむしろ一時点 (at a date) の財政状態の計算書 (a statement of condition) である。それゆえ貸借対照表監査が期中のもの とすることは不合理であると思われる。著者の 見解では, 殆ど著名な会計士による貸借対照表 監査は,主として,特定時点における(at a given date) 資産と負債の算定で, それ以外に は及んでいない」29)。確かに喜田が指摘してい る通りではあるが,ここでは,不合理を指摘す るより、むしろ貸借対照表監査の補完的な意味 での損益勘定の一般的な検査(剰余金変化の説 明)に加え,財政状態いいかえれば短期支払能 力の「変化」を読むために,監査上,ステイト メントの作成を求めているように,その「期間」 なる表現は,継続企業における「変化」を注視

Vol. 37 No. 1

する現われだと理解する。よって,その監査の 目的は,上の範囲から判断されるように,信用 分析のための貸借対照表と損益勘定の検査と証 明にあることは言うまでもない。このことは、 監査の目的が不正や誤謬の摘発にあらずと言う ことにある。たとえば企業内に内部牽制制度が 設けられていない場合でも,不正・誤謬や粉飾 が行われたとすれば,その結果は,最終的には 貸借対照表上の諸勘定に反映されてくる。いい かえれば,貸借対照表監査が,イギリス流の不 正や誤謬の摘発および予防を目的とする「精密 監査」でなく、内部牽制制度を前提にした「信 用監査」だということにある。かかる検査と証 明が,経営者だけでなく潜在的投資家および与 信者に対し,彼らによる企業の当期業績(current earnings) および財政状態の評価に資する ための適正な会計情報を提供するとともに、そ れらの信頼性を高めるものと考えられている30)。

しかし,彼によれば,かかる貸借対照表監査 は主に二つの限界を有している。一つは,貸借 対照表監査が内部牽制制度を前提にしているこ とから生じる限界にある。「貸借対照表監査で は,詳細な検証が資産あるいは負債に影響を及 ぼすすべての取引に関して行われるのではな く, 試査法 (sampling or test method) が使用 される」ので,監査人は,監査に際し,めった に現金出納帳と関係証憑とを突き合わせたりす る「現金精査」をしない31)。それ故,監査人は, 監査に際し、まず内部牽制制度が正常に機能し ているかどうかを点検するとともに,顧客には 貸借対照表監査の限界を明確に説明し、彼らを 説得しなければならない。さもなければ,手抜 き,怠慢と誤解され,監査人は顧客から解雇さ れる恐れがある。この点に関し,彼は相当な神 経を使っているようで,次のような説明文を例 示している。

「当面の監査に関していえば,われわれは,1922年12月31日の資産と負債および当期の損益勘定に関する検査を行った。その際,われわれは当該期間の現金取引やその他の取引を綿密に点検(check)していません。まずこのことを了承していただきたい。と申

し挙げても,必要だと判断すれば,広範囲な検査を 関連する取引に関しては行います。最後に,われわれ が監査した限りでは,諸勘定は適正であります。」32)。

ただし,このような説明は,内部牽制制度が 正常に機能している大企業に対しては不要とな る。なぜならば,大企業の会計スタッフは充実 しており、諸勘定の精査を求めないし、かつ貸 借対照表監査の限界を周知済だからである。も う一つの限界は、第 章で明らかにした、「統 一会計」および貸借対照表監査批判の原因であ った剰余金勘定に関する検査内容にある。キャ ステンホルツの言葉を借りれば,完全監査(complete audit) による貸借対照表の検証は剰余金 (surplus item)を創造する営業活動の検査を十 分に行うけれども,貸借対照表監査は損益勘定 に記帳されている項目についてごく一般的な検 査を行うにすぎないし,実質的には不十分な検 査になっている点にある33)。これらの諸限界, とくに剰余金問題あるいは損益計算書の監査 は、「統一会計」の改訂版「財務諸表の検証」 (Verification of Financial Statements, 1929)³⁴⁾ において,貸借対照表の監査と損益計算書の監 査が同列に扱われ,一応の解消をみることにな る。

2.二つの財政状態変動表

さて,監査が終了すれば,監査人は通常,顧客への監査報告書を作成し,顧客に提出する。ジャクソンによれば,監査報告書は通常,本文(text)と明細表(text material)によって構成され,その内容は次の通りである35。

- (A)監査概要 (Preliminary Statement): 監査の範囲と限界等の説明。
- (B) 当期の損益および剰余金に関する要約 (Brief Summary of the Profits and Loss and Income of the Period)(できれば二 期間の比較)
- (C)財政状態変動表 (Statement of the Changes in the Financial Position of the Company): 資金 (resources) の源泉と運用の表示。

- (D)貸借対照表:減価償却額や貸倒引当額の 妥当性に関する意見表明。
- (E)特記事項 (General Comments): 会計処理 (accounting method) に関する意見表明.

以上が本文部分で,続いて付属明細表(比較貸借対照表や比較損益計算書Comparative Income Statements等),監査証明書が挙げられている。

まず,上の項目の中で注目すべきは,財政状態変動表が補助明細表でなく第3の計算書に位置付けられ,監査人はこの計算書を作成すべきだと強調されている点にある³⁶。その強調の理由として,彼は,次のようにその意義を説明する。

「財政状態変動表は,期首と期末の貸借対照表を比較し,諸勘定の当期中の純変化を,資金(resources)の調達あるいは処分(providing and disposing)に分類して示している。それは二種類の情報を提供する。一つは,資金(resourcesあるいはfunds)の監査対象期間中における調達方法に関する情報と,他の一つは,それら資金(resources)の運用(applied or expended)方法に関する情報である。これらの情報は最も重要な情報である。その理由は,それらが企業の財政状態の主要な変化を表示するだけでなく,経営方針や経営政策,とくに企業の資金(resources)の調達方法および調達能力と,調達した資金(resources)の運用あるいはその方針を反映する点にある。」373。

そして,財政状態の重要な変化を反映する資金の源泉と運用の具体的な諸項目は,次の通りである³⁸。

資金 (resources) の源泉:

- (a)当期純利益
- (b)資産の減少:(1)流動資産(2)その他 の資産
- (c)株主の追加出資(たいていの場合,これは,新株発行の引受による資金 (funds)の流入である。)
- (d)負債(買掛金,支払手形あるいは社債 bonded indebtendness)の増加(これ は,銀行,仕入先あるいは社債権者か

らの資金 (funds) の流入である。) 資金 (resources) の運用:

- (a)不動産の購入および拡張
- (b)子会社株式の取得あるいは子会社前渡 金
- (c)社債および(あるいは)株式の償還
- (d)銀行借入金あるいはその他の流動債務 の返済
- (e)棚卸資産あるいはその他の流動資産の 増加³³⁾
- (f)配当金(dividends declared and paid during the year)
- (g)当期中の損失 (operating or other losses)

この内容は資金計算書の基本原理と一致しており、資金の源泉項目は資産の減少と負債・資本の増加であり、一方の資金の運用項目は資産の増加と負債・資本の減少である。そして、資金の運用は資金の源泉と同額でなされると明記し40)計算書の様式が貸借均衡式であることを示唆している。そこでは、信用分析に資するという彼の作成の意図は、列挙されている項目に現われている。すなわち、(1)資産と負債が流動と非流動(その他)に分類されていること41%。そして(2)銀行借入金と棚卸資産が独立項目で扱われていることにある42。それではかかる諸項目で構成される財政状態変動表とはどのようなものか、次に彼の作成した計算書を見ることにする。

彼は,財政状態変動表の雛形を二つ例示している。一つは「財政状態変動表 計算書1」,他の一つは「利益の処分と財政状態変動表 計算書2」(a statement of disposition of profit and changes in financial position), とそれぞれ呼称している

計算書 1 は , 構造上 , 基本的にはグリーン (Thomas L. Green) の1892年の会社状態変動表 (a statement of changes in the position of the company) に始まり⁴³⁾, コール (William M. Cole) の1908年のWhere-got・where-gone表に流れている, いわゆる広義の資金概念 (funds =

Vol. 37 No. 1

resources)に基づく資金計算書の系統に属することは、一目瞭然である。この計算書1の特徴は、上に述べたこと以外に次の2点を指摘することができる。

(1)貸借対照表監査の目的である短期支払能力の分析を意図して,即時的な支払手段となる流動資産の増減を資金の源泉欄に区分集計している点にある。これは,流動資産だけを集計

し、その結果がマイナス(計算書1では、*2,957,116.02)であったので、資金の源泉欄に掲記されている(注39参照)。かかる区分集計は、計算書2に見られるワルトン・フィニー的様式の「運転資本」に注目する手法に相通じるところがある。しかし、彼らとの相違は、ジャクソンが一つの概念を中核にしないで、広義資金概念の特徴である企業の全体的な財務構造の変化

[計算書 1] The North American Shipbulding Company

財政状態変動表

1922年12月31日

Changes in Financial Position

	1921.12.31.	1922.12.31.	増加あるいは減少*
資源の源泉:			
流動資産の処分:			
原材料・・・・・・・	1,521,296.10	597,041.11	924,254.99*
仕掛品・・・・・・・	1,201,804.93	819,460.19	382,344.74*
受取勘定・・・・・・・	2,969,947.92	1,098,734.97	1,871,212.95*
有価証券・・・・・・・		90,455.50	90,455.50
現金預金・・・・・・・	508,984.10	639,225.26	130,241.16
_	6,202,033.05	3,244,497.03	2,957,116.02*
繰延費用の減少・・・・・	271,656.48	52,227.80	219,428.68*
社債の増加 ・・・・・・	1,758,000.00	2,385,000.00	627,000.00
支払手形の増加・・・・・		250,000.00	250,000.00
その他引当金の増加・・・・	330,586.16	362,727.01	32,137.85
_ 合 計			4,085,682.55
資源の運用:			
1922.12.31の純損失 ・・・・		213,915.01	
配当金・・・・・・・・・		418,200.00	
特別偶発損失基金積立金・・		37,500.00	
社債発行差金償却・・・・・		71,428.68	
工場・設備の増加		129,920.21	
工場・設備の増加・・・	482,569.84		
差引:減価償却引当金・	352,649.63		
関係会社投資の増加・・・・		860,875.00	
特別信託基金の増加・・・・		2,128.15	
支払勘定の減少・・・・・		2,351,715.50	
合 計・・・・・・			4,085,682.55

筆者追記;この変動表は,監査の期間中の会社に起こった財政状態の主たる変化の比較表 (comparison)である。このような比較は,監査人だけでなく顧客にも大変有益である。これと同類の変動表が付録Bの表6(計算書2)であり,これらは監査に伴っていつも作成されるべきである。

中村注)受取勘定の1922年度の金額は貸倒引当金\$2,876.69を差し引いた純額である。なお, 1921年度分は不明だが,差し引いた純額である。

出所) J, Hugh Jackson, *Audit Working Papers; Their Preparation and Content*, American Institute of Accountants Foundation, 1923, 付録A.

July 2001

分析を通しての短期支払能力の分析に資する計算書を作成することに固執したことにある。

(2)資金の運用欄で、「工場・設備」の購入に運用した金額を,取得原価から当期減価償却引当額を控除する形式で表示している。この理由は,彼の「引当金」(reserve)の説明に見られる。すなわち,彼によれば,引当金には通常,三つのタイプがある。その一つ資産に関する引

当金は、「資産勘定のホール(hole)を測定する」ためのもので、代表的な例に減価償却引当金と貸倒引当金とを掲げている。そして、資産の正味帳簿価値(net book value)に固執するならば、総勘定元帳において、直接に資産勘定から引当額を控除すればよい(直説法)と言う。ところで、計算書1に見られるように、減価償却引当金は控除形式で、貸倒引当金は直接控除形

[計算書 2] The North American Shipbulding Company 利益の処分と財政状態変動表

1922年12月31日

Disposition of Profits and Change in Financial Position

当期中に調達された資源と資金	_	
当期純利益 (net profit), 排	益計算書より・・・・・・・・・・・・	\$ 213,915.01*
諸引当金の増加:		
減価償却引当金・・・・	\$ 390,872.19	
差引:減価償却引当金への)負荷・・・・・・・ 38,222.56	352,649.63
その他の引当金(明細表		35,014.54
株式売却高・・・・・・	• • • • • • • • •	
社債発行高・・・・・・	• • • • • • • • •	627,000.00
銀行借入金・・・・・・・	• • • • • • • • •	
説明を受り	ける合計・・・・・・・・・・・・・	\$ 800,749.16
当期中に運用された資源と資金	ž:	
当期中の資本的支出:	_	
土地・建物・・・・・・	\$ 482,569.84	
機器・工具等・・・・・		482,569.84
関係会社投資の増加・・・		860,875.00
固定負債の返済・・・・・		
銀行借入金の返済・・・・	• • • • • • • • •	
配当金の支払い・・・・・	• • • • • • • • •	418,200.00
剰余金とその他の修正(明	田表)・・・・・・・	111,056.83
合	計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	\$ 1,872,701.67
残 高,運転資本の増減高	(下記,明細表)・・・・・・・・・・	\$ 1,071,952.51 *
	前 期 当 期	増加あるいは減少*
棚卸資産・・・・・・・	• \$ 2,723,101.03 \$ 1,416,501.30	\$ 1,306,599.73*
受取勘定・・・・・・・	• \$ 2,969,947.92 \$ 1,192,067.16	\$ 1,777,880.76*
現金・・・・・・・・・	• \$ 508,984.10 \$ 639,225.26	\$ 130,241.16
繰延費用・・・・・・・	• \$ 271,656.48 \$ 52,227.80	\$ 219,428.68*
	\$ 6,473,689.53 \$ 3,300,021.52	\$ 3,173,668.01*
差 引:流動負債・・・・	• \$ 3,601,163.05 \$ 1,499,447.55	\$ 2,101,715.50*
 残 高,運転資本残と増減	• \$ 2,872,526.48 \$ 1,800,573.97	\$ 1,071,952.51 *

著者追記;期中の利益の処分と財政状態の変動を示すために使用されたこの様式は,内容は [付録A(計算書1)]と同じである。これは補充情報である。資本的支出は,追加, 拡張および更新の三つに分記してもよい。

中村注)変動表の金額は,中村が,計算の上,挿入する。 出所) *Ibid.* 付録B.

式で表示というように,表示方法が相違している。この理由として,彼は,「顧客あるいは監査人がその金額が余りにも高額であると判断した場合,また常に取得原価(固定資産の場合)の表示あるいは取引価額(original charge,売掛金の場合)の表示を望む場合には」,そのことが判断可能なように引当額を控除形式いいかえれば引当額を表示すればよいと言う44)。ちなみに彼が作成した貸借対照表には,売掛金は当期の貸倒引当額控除後の純額で表示しており,土地・建物は当期の減価償却額の控除形式で表示している。前者(2,876.69ドル)は小額で,後者(352,649.63ドル)は高額と判断されたのであるう。

かかる表示法の可否は稿を改めて検討することにして、当然それらの処理は財政状態変動表においても同様に扱われる。その結果、計算書1では、それぞれの引当金が「資金の源泉」だという誤解を情報利用者に与えることはない。たとえば、コールは、Where-got・where-gone表において、「資金の源泉」欄に減価償却引当金の増加を便宜上にしても計上(1921年)したことで45)、マイヤー(John N. Myer)から、「固定資産の減価償却が資金(resources or funds)の源泉だというのは詭弁である。」46)との批判を受けている。かかる問題は、計算書2の引当額を当期純利益に戻し加算する純利益修正法にも当てはまるもので、古今東西を問わない課題と言える。

計算書2(計算書の各金額は,原典では挿入されていないので,中村が挿入)は,計算書1と相違し,その名称が"Disposition of Profits and Changes in Financial Position"と呼称されている。その理由は明らかでないが、「統一会計」が監査人に作成を求めたのがA Statement of the Disposition of the Profitsだった点にあると思われる。いいかえれば、「利益の処分」(disposition of the profits)にもポイントが置かれた。それ故、計算書2の特徴ではあるが、計算書1との構造上の相違として、そこでは減価償却と貸倒引当の当期引当額を当期純利益に戻し

加算が行われている。かかる純利益修正法は, すでにワルトン (Seymour Walton) やフィニー (H. A. Finney) が公認会計士試験の非公式な解 答(1920年)の中で用いた方法であるが,それ らの解答が彼に影響を与えたかどうかは不明で ある。彼は,この点について,いっさい触れて いない。ただ,フィニーがシュミッドラインJr. (E. J. Schmidlein Jr.) からの私信に対する返信 の中で述べているように47), 1914年頃にはすで にかかる様式の資金計算書作成の指導が会計教 育の中で行われていた。たとえば, キャステン ホルツは,非公式の解答(1920年)よりも2年 早い1918年には、同型の資金計算書を作成して いる。ただし、彼は貸倒引当に関しては、その 引当額を当期純利益に戻し加算していない。こ の点に関し,彼は次のように言う。「貸倒引当 金 (reserve for doubtful account)は,直接控 除によって、売掛金の評価後の実際価値を貸借 対照表上に表示する手段である。」48)。

さて, ジャクソンは, 1923年の時点では, 「必要ならば,二つの計算書を比較対照表示し てもよい。」49)と言うが, どちらかと言えば,計 算書1の方を選好していた。その理由は,計算 書1には具体的な金額を挿入しているのに対 し、計算書2には金額を挿入していないことと、 上述した資金の源泉と運用の各項目は計算書1 に概ね当てはまる点にある。この序列は1926年 の論文で確認することができる。そこでは,計 算書2は例示されていない。計算書2の下部に 掲記されている運転資本の明細部分が,加工 (比率表示等)を施され,独立した「流動資産 と流動負債の比較表」(Comparative Statement of Current Assets and Liabilities) に姿を変えて いる50)。財政状態の「変化」を,財務投資活動 の影響を念頭に置いて読むとなれば,計算書1 が支持されるのに対し,利益稼得活動の影響を 念頭に置いて読むとなれば,一方の計算書2が 支持される。1926年には,ジャクソンは,明確 に前者の方を選好した。その理由は明示されて いないが, 具体的な支払手段の在高変化を重視 したからであろう。

July 2001

最後に、二つの計算書が表わしている「資金」概念は、いうまでもなく「資源」である。しかし、彼は「Resources」と「Funds」とを同義には扱っていない。なぜなら、上に紹介したように、彼は、資金(resources)の源泉を説明する場合に「Funds」を使用しているからである。そこでは、「Resources」は資産(assets)であり、「Funds」は換金性の高い資産として使用されている。つまり、資源の内の換金性の高いもの、現金預金が「Funds」でもって表現されている。

おわりに

会計統一化運動は,20世紀の初頭,公益事業の料金規制問題にかかわって展開された。1906年に統一自治体会計の統一会計の試案が出されたり,1910年には,州際商業委員会により,鉄道業に関する会計規定が改正され,貸借対照表の統一的標準様式等が規定された(注1・参照)。そして,上に考察したように,1917年,連邦準備局より,いわゆる「統一会計」が公表され,商工業主の作成する貸借対照表(および損益計算書)の統一的標準様式および貸借対照表、

名は体を表さなかった「統一会計」であるが、それは、「アメリカの監査が行うべき範囲に関する最初の権威ある指針」であるとともに、同国における「監査の自主規制の起源」であることが51)、会計人にとって意義深きことであり、「のちのアメリカの会計職の実務の発達に、非常に重要な役割を果たす運命にあった。」52)。

かかる「統一会計」の特筆すべき特徴の一つは,短期支払能力の動態的信用分析を試みたコールと同様に53),継続企業を前提にする財政状態の「変化」を認識したことと,さらにその「変化」を読むために,ステイトメントの作成とその利用を勧告した点にある。しかし,その勧告は具体性がなく,いかなるステイトメントであるかは,監査人の任意の判断に委ねた結果になっている。その理由は,周知の通り,当時

には社会的レベルの合意をみたステイトメントは存在しておらず,個人的レベルのものにすぎなかったからである。監査実務上,このステイトメントに財政状態変動表いわゆる資金計算書を充当したのがジャクソンであり,本稿では彼の著書『監査実務』を「統一会計」の解説書と評価した。

最後に、アメリカ資金計算書発展史から見て、AICPAによる資金計算書作成の勧告は、「統一会計」に始まり、「財務諸表の検証 A Statement of the Disposition of Resources」(1929年)に継承され、さらに「独立会計士による財務諸表の検査 具体的計算書名なし」(1936年)、「会計原則審議会意見書第3号 A Statement of Sources and Application of Funds」(1963年)、そして「会計原則審議会意見書第19号 A Statement of Changes in Financial Position」(1971年)に継承された。まさしく、「統一会計」は"非常に重要な役割を果たす運命"を辿った。

この一連の中で,1919年に始まり,とくに 1920年代には,AICPAは頻繁に公認会計士試験 に資金計算書の作成問題を出題した。そして、 同協会の機関誌 The Journal of Accountancyは 誌上「Student's Department」にその非公式の 解答を掲載した。その解答者がワルトン,フィ ニーそしてボーマン (H. P. Baumann) であっ た。この時代(1917~1929年)を,拙著54)では, AICPAによる資金計算書の第一次啓蒙時代と呼 称した。そして,かかる時代の諸活動が,「統 一会計」の勧告したステイトメントと資金計算 書を結びつける主たる原因になった、とも指摘 した。しかし,その判断は状況証拠に基づくも のにすぎなかった。今日,具体的証拠の提供と なったのが、上に考察したジャクソンである。 そして、ステイトメントを、制度的に明確に資 金計算書 (a statement of the disposition of resources)と表現し位置付けたのが、「財務諸 表の検証」(1929年)である。つまり、「統一会 計」が,資金計算書の一般的普及とともに,当 時個人的レベルにあったいわゆる資金計算書を 社会的合意をみたレベルに昇華するための

Vol. 37 No. 1

AICPAによる資金計算書の(第一次)啓蒙運動の端緒になったこと,明白である。その啓蒙運動の助演者の一人がジャクソンであった。しかし,皮肉なことに,その後の発生主義会計の進展とAICPAの啓蒙運動によって,彼の二次候補であったワルトン・フィニー型の「計算書2」が広く一般に流布した。

注

- 1) Previts, Gary J., and Merino, Barbara D., A History of Accounting in America: An Historical Interpretation of the Cultural Significance of Accounting. A Ronald Press Publication, 1979. pp. 185-189. (大野他訳『プレビッツ・メリノ:ア メリカ会計史 会計の文化的意義に関する史的解 釈』同文舘,昭和58年,197-200ページ)。 ちなみ に,アメリカ会計を先導してきた鉄道会計では, 1910年に州際商業委員会 (Interstate Commerce Commission)の会計規定が修正され,貸借対照表 の統一的標準形式等を規定している。その主たる 内容は、「貸借対照表を二区分して、資本貸借対照 表 (Capital Balance Sheet) と,流動貸借対照表 (Current Balance Sheet) とに区分し,両者を結 合して集合連結貸借対照表 (Summary Consolidated Balance Sheet)としたものである。」(中村 萬次『英米鉄道会計史研究』同文館,平成3年, 240ページ)。
- 2) Jackson, J. Hugh, Auditing Working Papers; Their Preparation and Content, American Institute of Accountants Foundation, 1921, p. 3. その配布枚数 は65,000枚と言われている(Richardoson, A. R., "EDITORIAL (How Text was Published)" The Journal of Accountancy, May 1929, p. 359.)
- 3) Federal Reserve Board, "Uniform Accounting,"

 The Journal of Accountancy, June 1917, p. 403.
 Federal Reserve Board, "Uniform Accounting; A
 Tentative Proposal by the Federal Reserve Board,"
 Federal Reserve Bulletin, April 1917 (reprinted in
 the Journal of Accountancy, June 1917, pp. 401433.)。なお、この訳出は、次の論文あるいは著書
 を参考にした。

杉江潤治訳「会計諸表の様式及会計監査に関する 統一的取扱法」『会計』森山書店,(上)第1巻第 4号,90-102ページ。(下)第1巻第6号,82-103 ページ。

加藤他訳著『会計原則の展開』森山書店,1981年, 25-60ページ。

喜田義雄『改訂増補:アメリカ監査論:生成と発展』森山書店,1973年,57-76ページ。

- 4) Richardson, A. R., op. cit., p. 361.
- 5)大矢知浩司『会計監査;アメリカにおける生成と 発展』中央経済社,昭和46年,46ページ。
- 6) Lough, William H., and Field, Fred W., Corporation Finance, Alexander Hamilton Institute, 1916 (1906) pp. 449-450.

ブラッドストリート社はR.G.ダン社(前身はマー カンチル・エージェンシー)によって1933年に買収 され,現在のダン&ブラッドストリート社(Dun & Bradstreet Inc.) となった。フォーク (Roy A. Foulke)は,長年の間,この調査会社の特別財務 報告部局 (Specialized Report Department)のマ ネジャーであった。フォークの調査によれば,最 初にAnnual ReportにおいてCurrent Assetと Current Liabilitiesの両用語を使用したのは鉄道業 では1891年のPennsylvania Railroad Co.であり, 製造業では1903年のAmerican Car & Foundry Co. であった(國部克彦『アメリカ経営分析発達史』 白桃書房,1994年,30ページの注2,Foulk,Roy A., Practical Financial Statement Analysis, McGraw-Hill Book Company Inc., 1945, Editor s Forewood, p. 178.)

- 7) Zimmerman, Venon K., "British Backgrounds of American Accountancy," Ph. Dissertation, 1954, p. 196. (小澤・佐々木訳『V.K.ジンマーマン 近代アメリカ会計発達史 イギリス会計の影響力を中心に 』同文舘,平成5年,201ページ)。ジンマーマンによれば、1900年はイギリス産業革命の終幕であり、1919年は第1次世界大戦の終結の年である。
- 8) ソーベル,安川七郎訳『ウオール街二百年 その 発展の秘密 』東洋経済新報社,昭和49年,270 ページ。

- 9) Anyon, J. T., "Safeguarding Bank Loans," *The Journal of Accountancy*, Dec., 1910, p. 97.
- 10)喜田,前掲書,6-10ページ。
- Cole, William Morse, Accounts: Their Construction and Interpretation, Houghton Mifflin Company, 1908, pp. 127-132.
- 12) 喜田,前掲書,17ページ。
- 13) 大矢知,前掲書,49ページ。
- 14) Federal Reserve Board, op. cit., p. 403.
- 15) Chatfield, Michael, A History of Accounting Though, The Dryden Press, 1967, p. 128. (津田・加藤訳『チャットフィールド近代会計思想史』文真堂,昭和53年,164ページ)。
- 16) ハーレイは,1916年の委員長時代,次の三項目を 提案した。
 - (1)信用目的(all credit purpose)のための標準 的な財務諸表様式の確立
 - (2) 資産評価と負債の確証 (asertainment) のための一組の通則と規定 (a set of rules and regulations) の制定
 - (3)連邦準備局あるいは連邦準備銀行に登録済の 会計士による監査証明の付された財務諸表の銀 行への提出

AIAの会員は(3)の登録制には消極的な態度を取ったと言われている(Merino, Barbala D. and Coe, Teddy L., "Uniformity in Accounting: A Historical Perspective," *The Journal of Accountancy*, August 1978, p. 65)。

- 17) 特別委員会の主たるメンバーは,次の人達である。 デイヴィス(W. Sanders Davies — President), チェイス(Harvey S. Chase),メイ(George O. May),モンゴメリー(Robert H. Montgomery)。 Richardoson, A. R., op. cit., p. 358.
- 18) Merino, Barbala D., and Coe, Teddy L., *op. cit.*, p. 65. 大矢知,前掲書,58ページ。
- 19) Richardson, A. R., op. cit., p. 453.
- 20) Previts, Gary J., and Merino, Babara D., *op. cit.*, p. 190. 大野他訳,前掲書,202ページ。
- 21)加藤他訳著,前掲書,25ページ。
- 22) Richardson, A. R., op. cit., p. 452.
- 23) キャステンホルツは,次のように批判する。貸借対

照表監査では、「貸借対照表上の剰余金勘定は十分に分析し、かつその構成要素も充分に検査(test)するであろうが、それは実質的には、剰余金を創造する営業活動までも詳細に検査(綿密な収益・費用勘定の検査 中村)しない。」。したがって、「監査報告書は、諸勘定を十分に検査した結果、資産と負債は記帳通り、あるいは監査報告書に記述しているように適正である、と言明するにすぎない。」と言う。Castenholz、William B., Auditing Procedure, LaSalle Extention University, 1924 (1918) p. 5.

- 24) Federal Reserve Board, op. cit., p. 404.
- 25) Jackson, J. Hugh, Auditing Working Paper, American Institute of Accountants Foundation, 1923, preface, ~ ., p. 3.
- 26) Ibid., p. 8.
- 27) Ibid., p. 9.
- 28) Ibid., p. 35.
- 29) 喜田,前掲書,77ページ。
- 30) Jackson, J. Hugh, (1923) pp. 35-36.
- 31) Ibid., p. 36.
- 32) Ibid., p. 37.
- 33) Castenhoruz, William B., *op. cit.*, pp. 4-5. キャステンホルツは,次のように監査を3分類している。(1)貸借対照表監査,(2)完全監査,(3)定期監査(continuous audits)
- 34) Federal Reserve Board, "Verification of Financial Statements," (reprinted in the Journal of Accountancy, May, 1929, pp. 321-354.)
- 35) 計算書 1 の筆者追記を参照。ジャクソンの1926年 の論文「監査証明と報告書」("Audit Certificates and Reports," *The Accounting Review*, Sept., 1926, pp. 45-63.) でも,監査報告書の第3セクションに財政状態変動表を位置付けている。
- 36 · 37) Jackson, J. Hugh, (1923) p. 46.
- 38) Jackson J. Hugh, (1926) pp. 55-56.
- 39)次の注記が付されている。「むしろ一般的には,流動資産,流動負債それぞれが分類集計される。したがって,ある資産が減少し,その他の資産が増加したが,流動資産の合計では減少している場合,流動資産群は資金の源泉欄に掲記される。一方流

動資産の合計では増加している場合,流動資産群は資金の運用欄に掲記される。同様に,ある流動負債が増加し,その他の流動負債は減少したが,流動負債の合計では増加している場合,流動負債群は資金の源泉欄に掲記される。一方流動負債の合計では減少している場合,流動負債群は資金の運用欄に掲記される。」この処理法は,計算書1に運用されている。また「棚卸資産が重要だと判断した場合には,棚卸資産はその他の流動資産と分離し独立に掲記してもよい。」(Jackson, J. Hugh, (1926) p. 56.)。

- 40) Ibid., p. 55.
- 41・42) これについては,上の注39) を参照のこと。
- 43) Green, T. L., "Railway Accounting," Political Science Quarterly, vol. , 1892, pp. 598-612. 拙著『資金計算史論』森山書店,1986年では,アメリカ資金計算(書)史の著書・論文上の起点を,グリーンの1897年の著書『企業財務論』(Corporate Finance, 1897)に求めた。しかし,その後,國部(前掲書)によって,グリーンはすでに1892年の上記論文に同一の計算書を発表していることの示唆を受けた。
- 44) Jackson, J. Hugh, (1923) p. 133.
- 45) コールは,減価償却引当金を「資金の源泉」欄に 計上した理由を,次のように説明している。「次の 四つの引当金勘定はそれぞれ資産の減少を意味す る。(しかし,それらは資産勘定に対する控除ある いは消極的勘定である・・中村)。それ故,それら は単に数学的調整の意味でのみ(only in the mathmatical sense)資金(assets)の源泉になる:そ れらは純粋に資産の過大表示overvaluationとの相

- 殺を意味し,反対側(借方・・中村)で控除して もよい。しかし,ここでは,それらは便宜的にそ のまま計上している。」(Cole, William Morse, *The* Fundamentals of Accounting, Houghton Mifflin Company, 1921, p. 350.) 詳細は,拙稿「資金計 算書と減価償却 とくに純利益修正法について」 (『阪南論集 社会科学編』第15巻第4号,1980年, 11-22ページ。)を参照のこと。
- 46) Myer, John N., "Statements Accounting for Balance Sheet Changes," The Accounting Review, Jan., 1944, p. 35.
- 47) Schmidlein, E. J., Jr., "The Fund Statement in America Practice and Collegiate Instruction," Ph. Dissertation, 1953, p. 35.
- 48) Castenhoruz, Wiiliam B., op. cit., pp. 309-310.
- 49) Jackson, J. Hugh, (1923) p. 47.
- 50) Jackson, J. Hugh, (1926) pp. 55-56.
- 51) Chatfield, Michael, *op. cit.*, pp. 128-129. (津田・加藤訳,前掲書,164-165ページ)。
- 52) Zimmerman, Venon K., *op. cit.*, p. 199. (小澤・佐々木訳,前掲書,204ページ)。
- 53) コールは,継続企業を前提とした企業の財政状態の現況を,財産額の一覧表たる貸借対照表から判断し,二時点間の財政状態の変化あるいは経過を分析し,未来の傾向を予知するために,Wheregot・where-gone表を作成した。詳細は,拙著の11~12ページ参照のこと。
- 54) 拙著では,第一次啓蒙時代の期間を1919年~1929年の間違年となっているが,これは1917年~1929年の間違いである。ここに訂正する。

(2001年4月13日受理)